

空き家対策の取組み ～相談機能の充実と実態把握の推進～

1 これまでの取組み

- (1) **住宅課の新設** 市では、適切な管理が行われていない空き家等が、防災・衛生・景観など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、空き家対策を含む総合的な住宅施策を進める部署として、本年 4 月、都市整備部に住宅課を新設しました。
- (2) **空き家全棟調査** 空き家の実態を把握するため、市内全域を対象とした全棟調査を 7 月から 9 月にかけて実施し、およそ 850 件（2%程度）の空き家を確認しました（速報値）。
今後、調査結果の評価・分析作業を行い、平成 30 年 2 月を目途に調査報告書をまとめる予定です。
- (3) **専門家団体との協定** 空き家の所有者等に対し、情報の提供、助言その他必要な支援を行う必要があることから、不動産・建築・法律等の専門家団体と協力及び連携に関する協定を 10 月に締結し、市内の空き家の所有者等を対象とした相談体制の拡充を図りました。これにより、空き家の有効活用・適正管理・発生抑制等の効果が期待されます。

2 今後の取組み

- (1) **意向調査の実施** 本年 12 月に、空き家の所有者等に空き家の利活用等について意向調査を実施するとともに、空き家に関する様々な情報を載せた啓発冊子を発行し、空き家の適正管理を促進します。
- (2) **空き家セミナーの開催** 12 月 2 日（土）に田無庁舎にて、空き家専門の NPO 法人によるセミナーと個別相談会を開催します。
- (3) **空き家情報のデータベース化** 空き家全棟調査の結果に基づき、市内の空き家の特徴や分布状況等を評価・分析し、空き家管理システムとしてデータベース化を予定しています。
- (4) **その他** 空き家対策に関する条例の制定、計画の策定、協議会の設置等について検討します。

【問い合わせ先】 住宅課（TEL：042-438-4052）

資料のポイント

【取組内容】

- 空き家対策を含む総合的な住宅政策に取り組むため、住宅課を新設した。
- 市内の空き家の実態把握のため全棟調査を実施し、およそ 850 件（2%程度）の空き家を確認した（速報値）。
- 空き家に関する相談窓口を設置するため、不動産・建築・法律等の専門家団体と協定を締結した。

【今後の展開】

- 空き家所有者に、利活用等に関する意向調査を実施
- 空き家セミナー及び相談会の実施
- 空き家実態調査等で得た情報をデータベース化し空き家管理システムを構築
- 空き家対策に係る条例の制定、計画の策定、協議会の設置を検討